

# 全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN  
 (ZENKOKU-KOWAN)



E-Mail: nfduj@zenkoku-kowan.jp

## 派遣法大改悪反対 4・23学習決起集会

「許すな派遣法大改悪4・23学習決起集会」が、四月二十三日十八時三十分より日比谷図書文化館で開催された。全国港湾は、安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクションの一員として、本部、単組を中心に二十名ほどが参加した。

学習決起集会は、共同アクションに参加する各団体より200名あまりの参加者で会場は埋まった。

開催に当たり、主催者側団体代表として開会あいさつを系谷委員長が行った。その後、安倍政権・雇用規制緩和と派遣法改悪の焦点と題し、萬井龍谷大名教授の講演と各団体からの報告と決意表明があり、安倍政権の雇用破壊は絶対にストップするため、今後は、

共同した取り組み、運動を具体化しようとのまとめを提起した。

安倍政権は、労働法制の全面的な改悪の具体化を急ピッチで進めており、その突破口に位置づけられた労働者派遣法の改正法案は、「臨時的・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替に止るべきではない」というこれまでの大原則を投げ捨て、低賃金・使い捨ての労働者派遣を事実上自由化し、生涯派遣・正社員ゼロ社会をつくる大改悪法案で

この大改悪労働者派遣法と有期特措法案が、六月審議入りの可能性があり「審議入りするな！ 廃案にせよ！」という国民的な世論をつくりだし、安倍雇用破壊を許さない世論と運動を大きく広げていきたいと思います。学習決起集会の目的で、学習決起集会が企画されたものです。

日本国憲法の施行五十七周年をむかえた五月三日「生かそう憲法 輝け九条」のスピーチのもと、戦争反対、改憲許さず憲法を生きかそうと賛同する各種団体三七〇名が参加し、憲法集会と銀座パレードが開催された。この行動に全国港湾からは、陸・海・空・港二〇〇〇組の一員として、中央単組、京浜三地区港湾の代表を中心に三〇名ほどが参加した。

集会は、津田大介（ジャーナリスト）さん、青木未帆（学習院大学教授）さん、政党から志位和夫（日本共産党委員長）・吉田忠智（社民党党首）さんなどがスピーチを行った。その後、集団的自衛権の行使を絶対に許さず、日本を戦争にしない、機密保護法など一切の戦争準備法に反対する、国家安全保障基本法などによる立法改悪も許さない、という固い意志をもって、この国を戦争にしないため、主権者としての声を立ち上げる



なことは考えない、という公然たる宣言と受け止める必要がある。

今後は、このような労働法制の規制緩和は、常用労働者にまで派生する恐れがあり、注視していかなければならない。

## 生かそう憲法 輝け九条

大きくまき起すことを呼びかける、集会アピールを確認した。

銀座パレードでは「日本を戦争する国にするな！ 集団的自衛権行使反対！」などとシュプレヒコールを繰り返しながら行進し、道行く市民にアピールした。

首相は、日本を「海外で戦争をする国にするため、首相の私的諮問機関である『安保法制懇』の報告書を手がかりに、集団的自衛権

の行使を容認しようとする憲法解釈を変更しようとしている。また、憲法改正の手續きを定めた国民投票法改正案が今国会で成立した。

このような安倍政権の集団的自衛権行使容認論は「戦争をする国」容認の方向へ大きく政治の舵を切ろうとしており、本当に危ない道に踏み込みようとしている。今後このような動向に対し、警戒を強めていかなければならない。

前日の雨が長引くなか、朝方まで降り続いた雨空を気にしながらメーデー準備が行われ、開始一時間前にようやく雲が途切れはじめ、太陽が顔を出し始めた。

赤レンガパーク付近が、すがすがしい新緑でまぶしく映るなか、プラトホーム前会場には昨年より多い



## 横浜港メーデー



十二団体・五四〇名強の参加者が結集し、第二十二回横浜港メーデーが開催された。

主催者を代表して、全横濱港湾・柏木実行委員長から「安倍政権が推し進めている成長戦略では、あらゆる分野での規制緩和・消費税増税・社会保障等々、国民

民の生活は益々苦しくなることと考える。このような国民不在の政治は断固阻止していかなければならない」等、挨拶が行われた。

続いて、来賓として全国港湾・糸谷中央執行委員長より、激励と連携の挨拶を頂き、神奈川県労働協会の港通船ベイシティの二船に分かれて乗船した。

当初は生憎の天気であったが、乗船してからは晴天となり絶交の日の中、DICT・フェリターミナル・ライナーパースなど、荷役作業を行なっている所を回りながら大阪港内を一巡した。

## 港湾メーデー



### 大阪港海上メーデー

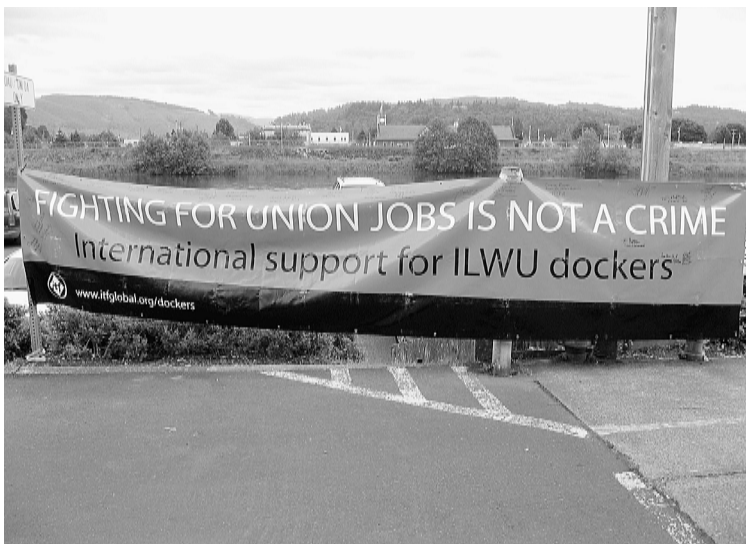
大阪港海上メーデーは、三単組合同（大港労組・日阪）により、総勢一五〇名の参加で開催した。

当日は、高野堀（船内センター）前に集合して決起集会を行い、第七中谷丸と港通船ベイシティの二船に分かれて乗船した。

当初は生憎の天気であったが、乗船してからは晴天となり絶交の日の中、DICT・フェリターミナル・ライナーパースなど、荷役作業を行なっている所を回りながら大阪港内を一巡した。

牛丼チェーン大手の「すき家」が全国各地で一時的な閉店に追い込まれていると騒ぎになっている。運営会社のセンシヨールは「改装工事に伴う閉店」と説明しているが、インターネットなどでは「人手不足」という噂が広がっている。改装作業がまったく行われていなかったり、閉店理由を「人手不足のため」と自ら張り紙をしたりする店舗もある▼人手不足となった原因の一つに今年二月に出た「牛すき鍋定食」があるらしい。すき家は薄利多売で人件費を極力抑えるため、アルバイト店員が一人で接客と調理をこなす事が少なくない。そこに手間のかかる新メニューが投入されて混雑時に対応できなくなり、嫌気がさして退職が相次いだようだ▼現場の労働を増やせば解決できそうな問題だが、同社の労働者軽視の体質は有名で、過去には労働組合を敵視し、嫌がらせで組合員を刑事告発。また、アルバイトには「業務委託だから残業代は支払わない」という主張もした。そうしたブラック企業の体質が背景にあるのかもしれない▼従業員は企業にとっては財産。それをないがしろにするのは結局、経営者だ。低賃金雇用で利益を追い求めるのではなく、従業員が納得して働ける労働環境の整備を考えてほしい。

# 藤木インスペクター日記 Wi-Fiを港に！編



先日、東京の大井水産埠頭に停泊している船に警察 Wi-Fi インターネットをしようとして事務所に戻って、しばらくすると船員さんのお世話や相談、お祈りなどをしていて人から電話があり「今、私の事務所に二人の船員さんが来ているんですけど帰りのバスで帰らずと難しそうなので本船まで送っていただけませんか」とのこと「どこに停泊している船ですか」と聞くと「大井水産埠頭です」(はぐん！今日行った船じゃねーか)と思いましたが「わかりました」と答えて、迎えに行くことにしました。

事務所につくと彼らは、家族に電話をしたり、Wi-Fi インターネットをしようとしていました。そうなんです、彼らはその殺物埠頭から来ていたので長期間下船出来ないだろうなと思う、何も言わずに待っていました。午後七時すぎに、送っていき、本船の近くに車を止めておろそうとする二人は「これ！」と言って二〇ドルづつだそうとするので「いらない」と同時に名刺を差し出すと「えっ、えっ！ITF！」と驚いていました。しかし、この空港でもWi-Fiが使えるのになぜ港ではと不思議な感じがします。

でILWUの労働争議が続いていて現地では、毎日フランスの向こう側で抗議行動が行われているので船員さんが、上陸できないことを思い出しました。

前号に続き、労働基準法第十一章「監督機関(労働基準監督署等)」の内容です。

■労働基準監督官の司法警察権(百二条)：労働基準監督官は基法違反の罪について、特別司法警察職員として職務を行うことができます。

○司法警察(員)権とは：犯罪に対する捜査を行い(司法)、被疑者を逮捕できる(警察)権限です。臨検の際には「証拠(身分証明)を携行し、被疑者逮捕の際には、手錠や捕縄、腰縄も携行できます。

■基法違反の罪は複雑であり、その捜査は専門

的な知識経験を必要とすることから専門家である労働基準監督官が当たることになっています。

サービス残業・賃金不払、労災隠しなどの悪質な事案に対しては、積極的に家宅捜索を行い年間送検事件数は千件以上にも及び、海上保安官に次ぐ件数となっています。

■労働基準監督官の即時処分権(百三条)：労働基準監督官は、事業場に臨検した際、附属寄宿舍が安全及び衛生の基準に違反し、労働者に急迫した危険がある場合には、単独で、即時に建設物の使用停止、変更等監督署や監督官に申告す

## 労働組合基礎講座 ~監督機関について②~

る必要があります。

使用者には、申告受理者の預金の管理の状況も由とした労働者の解雇やその他不利益な取扱が禁止されています。

■報告等(百四条の二)：行政官庁や労働基準監督官は、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることが出来ます。

○厚生労働省令の定めでは：(一)事業の開始(二)附属寄宿舍での火災、爆発、倒壊の事故、(三)附属寄宿舍での負傷、死亡や休業の場合などは、遅滞なく、基法監督署に報告しなければなりません。また、届け出が定められています。

全国港湾年金共済に加入しましょう！

### 安心のカーライフへお連れする、全労済です。マイカー共済

自動車総合補償共済

最大22等級 64%割引

安全運転で無事故を続けた期間が長いほど、おトク!

安心が広がる! 掛金ももっとお手頃に! さまざまな特約・割引をご用意。

休日・夜間を問わず、24時間 365日安心のサポート体制。

保障のことなら **全労済**

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

### 全労済の自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

安心のカーライフを支えます!

自賠責共済(保険)への加入は、自動車損害賠償保障法によって義務づけられています。

自賠責共済(保険)に加入していない車両は運行できません。

もし加入しないで自動車やバイクを運行すると、法律により罰せられます。

自賠責共済でお支払いできる事故は、ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、他人を死亡させたりした場合です。  
※ご自身のけが、相手の車の損害などは自賠責共済(保険)ではカバーできません。

マイカー共済 とあわせてのご加入をおすすめします。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら **全労済**